

日本のひなた宮崎 障スポ配宿・輸送業務（第1次）  
委託契約書（案）

取入  
印紙

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会長 河野俊嗣（以下「甲」という。）と [ ]（以下「乙」という。）とは、日本のひなた宮崎 障スポ配宿・輸送業務（第1次）（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本契約書及び別添の「日本のひなた宮崎 障スポ配宿・輸送業務（第1次）委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 本契約に定める委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料は、金 [ ] 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 [ ] 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

宮崎県財務規則第101条第2項第3号により

過去2箇年度の間に、本業務と同種同規模以上の業務を国又は地方公共団体と締結し、かつ、履行していれば。→ 第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせ  
てはならない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、契約締結後の事情の変化により必要があると認められる場合は、乙に対  
し、理由を明示して、委託業務の内容を全部若しくは一部を変更又は中止するこ  
とができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙  
協議の上、書面により定める。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他  
必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委託業務の実施に係る損害)

第10条 委託業務の実施に当たり乙に生じた損害は、甲の責めに帰する理由による場  
合を除き、乙の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり乙が甲又は第三者に及ぼした損害は、甲の責めに帰する理  
由による場合を除き、乙の負担においてその賠償をするものとする。

(成果品等の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報  
告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に  
通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内に  
その指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定によ  
る補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要  
する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）  
の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するも  
のとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して  
30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部  
を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約  
の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規

定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(所有権の移転)

第13条 委託業務の成果品の著作権及び使用に関する権利は、甲が所有するものとする。

2 前項に掲げる権利は前条の検査に合格したとき、甲に移転するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第18条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年■月■日

甲 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ  
実行委員会 会長 河野 俊嗣 印

乙 (受託者)

印

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盜難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならぬ。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならぬ。

#### (ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、委託業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

#### (コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウィルスチェックを行わなければならない。

(情報セキュリティ対策の説明)

第12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならぬ。

2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

(1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策

(2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカントリーリスク

(3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク

(4) その他甲から要望があった事項

(従事者への周知)

第14 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第17 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）